

報告第19号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年11月10日提出

亀山市長 櫻井 義之

別紙

専決処分書

## 専決第3号

### 専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、次の事件を専決処分する。

平成28年10月27日専決

亀山市長 櫻井 義之

庁用車両による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて

#### 1 事故原因及び状況

平成28年8月9日午後1時40分頃、津市広明町地内の三重県庁大駐車場で、ドアの開放時に強風によりドアが大きく開き、相手方所有の自動車を破損させた。

#### 2 相手方住所及び氏名

松阪市丹生寺町字向山8番地の1

東亜株式会社

代表取締役 深田満

#### 3 損害賠償の額

78,840円